

入札公告

令和8年4月10日

下記により一般競争入札を行います。

社会福祉法人愛光園
理事長 日高 啓治

社会福祉法人愛光園が行うひかりのさとのぞみの家に非常用発電機設備・LPG空調機器及び燃料タンク設置工事の一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。また、経済産業省資源エネルギー庁の公募する「災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金」の対象となる工事とする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様等についての不知又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

1 告知日 令和8年4月10日 金曜日

2 一般競争入札に付する事項

- (1) 入札に付する義務 ひかりのさとのぞみの家非常用発電機設備・LPG空調機器及び燃料タンク設置工事
- (2) 物品の特質等 仕様書による
- (3) 工事期間 契約締結の日～令和9年1月31日
- (4) 工事場所 愛知県知多郡東浦町緒川東米田56
- (5) 入札方法 (1)の工事について入札を実施

ア 入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 一般競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 指名停止期間中でないこと。
- (2) 会社更生法・民事再生法に基づき、更正・再生手続き中でないこと。
- (3) 愛知県内に本社または契約締結権限がある支店・本社・営業所等がある事業者であること。
- (4) 納入期限内に確実に納入できること。

- (5) 保守・修理等その他アフターサービスを、必要に応じて速やかに提供できること。
- (6) 入札参加有資格者が開札までにその資格を失ったときは、入札に参加できない。

4 契約内容の仕様及び数量等 別紙仕様書のとおり

5 入札要領

- (1) 入札日時 令和8年4月24日 金曜日 17時00分 必着
- (2) 提出書類 入札書
入札内訳書
- (3) 提出先 ひかりのさとのぞみの家
〒470-2102
愛知県知多郡東浦町緒川東米田56
電話：0562-83-9938
- (4) 入札書宛先名 社会福祉法人愛光園 理事長 日高啓治
- (5) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合、書留郵便に限る。)
封筒に『ひかりのさとのぞみの家非常用発電機設備・LPG 空調機器及び燃料タンク設置工事』と朱書きすること。
- (6) 担当者 ひかりのさとのぞみの家 施設長 長坂俊治

6 入札に関する質問

(1) 質問

本件入札に関し質問がある場合には、次により提出するものとする。

提出期間 令和8年4月10日金曜日から令和8年4月17日金曜日
17時00分まで

提出先 社会福祉法人愛光園 ひかりのさとのぞみの家

提出方法 電子メールで提出すること。

メールアドレス：h-nozomi@aikouen.jp

(2) 回答

質問に対する回答は次のとおり行う。

回答方法 個別に電子メールで通知するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに関しては、全員へ電子メールで通知する。

- (3) その他 提出期限までに到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。

7 開札場所及び日時

- (1) 場 所 ひかりのさとのぞみの家 応接室
- (2) 日 時 令和8年4月27日 月曜日 10時00分
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約保証金 免除

8 落札者の決定の方法

ひかりのさとのぞみの家非常用発電機等設置工事入札の結果、落札業者を契約の相手方とする。ただし、最低入札価格が予定価格を上回った場合は、当該業者との協議の上、随意契約をする場合がある。

契約金額については、理事長（発注者）が別に定める予定価格を限度とし、入札結果の落札価格（最低入札価格）をもって契約金額とする。ただし、最低入札価格が予定価格を上回った場合は、当該業者との協議の上契約金額を決定する場合がある。

9 代金決済条件

工事が完了し、検査及び検収後の請求書提出日を起算とし 40 日以内に指定銀行振込による支払いとする。

10 工事保険

請負者の責任で工事保険、労災保険等に加入すること。

11 その他

- (1) 工事において、法令遵守を含み請負者の責任施工とする。
- (2) 工事において、建物敷地内での車両通行速度は 10km 以下とする。
- (3) 新型コロナウイルス等感染症のまん延防止に努め、社会福祉法人愛光園の規則などを遵守すること。
- (4) 工事を施工する者は、毎日事務所で受付を済ませ、検温・体調の申告を行い、受付名簿に会社名・氏名を記載すること。
- (5) 障害者福祉施設の特性を鑑み、施錠など怠らないこと。